

仕 様 書

1 賃借物件設置場所

宮崎県延岡市熊野江町2453番地11

2 賃借物件

本業務は、水産研究・教育センター（仮称）管理棟建設工事に伴う工事期間中の代替場所確保のため、仮設管理棟を設置し、賃借するものである。

- ・ 仮設管理棟 軽量鉄骨造2階建 延床面積128.92㎡

3 賃貸借期間

(1) 設置期間

契約の日から令和9年2月25日まで

同日までに建築基準法、消防法等の関係法令に基づく検査等を受検して検査済証を取得し、県担当職員に提出すること。

(2) 使用期間

令和9年2月26日から令和10年12月28日まで

(3) 撤去期間

令和10年12月29日から令和11年2月19日まで

なお、別途発注する令和9年度及び10年度水産研究・教育センター（仮称）管理棟建設工事の進捗や事業実施等に伴い、県において(1)～(3)の期間の変更が必要と判断した場合は、契約変更を行うことがある。

4 法令遵守等

本契約は建築基準法及び消防法、その他関係法令に適合する物件を借り入れるものであり、関係所管庁等への届出、承認、許可及び検査等は受注者の責任により行うこと。県において実施済の関係法令手続きを以下に示す。

(1) 仮設建築物許可申請

（許可通知書 令和8年6月15日 許可通知書第1号）

(2) 計画通知

（確認済証 令和8年6月30日 第計通-3号）

<留意事項>

- ① 別添設計図書と異なる仕様、寸法の採用を希望する場合で、県がやむを得ないと認める変更については、受注者において所管特定行政庁、建築主事、管轄の消防長（以下「特定行政庁等」という。）と協議を行うこと。協議の結果、特定行政庁等が、許可又は確認済証（以下「許可等」という。）の取り直しが必要と判断した場合、若しくは建築基準法施行細則に基づく設計変更届出書の提出、その他の手続きが必要と判断した場合には、特定行政庁等と協議を了した上で、許可等の変更又は設計変更届書等の提出に必要な図書を県担当職員に提出すること。県は内

容確認の上、当該図書を受注者に交付するので、受注者において特定行政庁等に提出すること。なお、当該協議や書類作成等に必要な経費は受注者の負担とする。

- ② 解体にあたり必要な関係官庁等への手続きは遅滞なく行うこと。手続きに必要な協議は受注者で行い、所要の手数料等は受注者の負担とする。
- ③ 建築基準法に基づく工事監理者は受注者にて選定し、当該監理者の属する建築士事務所名とともに、工事監理者等選定（変更）届出書（建築基準法施行細則様式第6号の2）に記入して、添付書類とともに県担当職員に提出すること。
- ④ 設置工事完了後の引渡し検査前に、建築基準法等に基づく検査済証を県担当職員に提出すること。
- ⑤ 産業廃棄物等の発生材処理について、関係法令等を厳守し適切に運搬、処分を行うこと。これに要する費用は受注者の負担とする。

5 工事仕様

工事の施工にあたって、設計書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、公共建築工事標準仕様書「建築工事編」、「電気設備工事編」、「機械設備工事編」、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び建築基準法、建築事業関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。

6 施工前協議

施工前に、施工図及び施工計画書を県担当職員に提出し、協議を行うこと。

7 室内化学物質の濃度測定

- (1) 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、県担当職員に提出すること。なお、測定機器は受注者が購入すること。
- (2) 測定対象室及び測定箇所数は各室とする。
- (3) 実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド（0.08ppm）、トルエン（0.07ppm）、キシレン（0.05ppm）、パラジクロルベンゼン（0.04ppm）、エチルベンゼン（0.88ppm）、スチレン（0.05ppm）
・ 測定法材料 蒸気拡散式分析法（測定バッジ）

8 工事写真

「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参照し、工程段階毎に入念に撮ること。特に、隠れた部分の写真がない場合、破壊検査・復旧を命ずることがある。その費用は受注者の負担で行う。

区分	規格	提出部数
着工前	カラー、サービスサイズ CD-Rに格納した電子データ	1部
工事中		
完成時		

9 工事用仮設電気・水道

施設管理者の了解を得て、原則として子メーター設置の上で使用すること。
なお、電気料金及び水道料金は子メーター計測による相当額を施設管理者の指示する方法により支払うこと。

10 疑義

工事内容に疑義が生じたときは、県担当職員と協議を行い決定すること。

11 引渡検査及び解体工事完了検査

- (1) 受注者は工事（仮設管理棟設置及び解体）が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を県に通知しなければならない。
- (2) 県は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けること。
- (3) 引渡検査に合格したときは、県はすみやかに引渡しを受ける。
- (4) 受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うこと。
- (5) 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、諸官庁届出書、その他必要書類を県担当職員に提出すること。

12 賃貸借物件の不具合及び維持管理

- (1) 借入期間中に発生した不具合については、受注者の負担で施設運営に支障のないように補修等を行うこと。ただし、発注者の過失による破損等は発注者において補修する。
- (2) 借入期間中に定期的なメンテナンスが必要な照明、空調設備等の維持管理は受注者の負担で行うこと。

13 賃借物件にかかる経費

賃借物件にかかる経費は契約書、本仕様書、別添図面によるほか、次表による。

		県	受注者
1	設置及び解体復旧に係る経費		○
2	仕様書等に記載のない地中障害物の撤去等に係る費用	○	
3	設置にかかる各種許認可費用、申請手数料等		○
4	消防署の指示による消防設備等の整備費用		○

5	設置及び解体工事に係る光熱水費		○
6	使用期間中の光熱水費	○	
7	賃借期間中の不具合解消に係る経費		○
8	設備機器の定期的メンテナンス、法定点検等の費用		○
9	火災保険の付保に必要な経費		○
10	公租公課		○
11	関係機関との協議、借入物品設置に係る近隣説明周知費用		○
12	設置及び解体工事に係る安全対策費（交通誘導員、仮囲い等）		○
13	発注者の故意又は過失による破損等の補修費	○	
14	消耗品（電池、電球、フィルター等）の補充、交換費用		○
15	工事中の現場事務所（施工者用）・仮設トイレ		○
16	室内化学物質の濃度測定		○